

毎月勤労統計調査からみた茨城県における一般労働者とパートタイム労働者の賃金格差について

茨城県企画部統計課 人口労働グループ 舘山 佳央

はじめに

毎月勤労統計調査は厚生労働省から委託を受けて、県で毎月実施している指定統計です。

この調査は抽出調査で、本県では常用労働者30人以上の事業所約550事業所と、5～29人の事業所約300事業所が対象となっています。調査結果は県内の5人以上の全ての事業所を集計した時に得られる数値と同じになるよう推計して算定されています。

毎月勤労統計調査で対象としている常用労働者は、一般労働者とパートタイム労働者から構成されます。この調査で「パートタイム労働者」とは、1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者、又は1週の所定労働日が一般の労働者より短い者のことです。また、「一般労働者」とは「パートタイム労働者」以外の者のことで、フルタイムの労働者のことです。

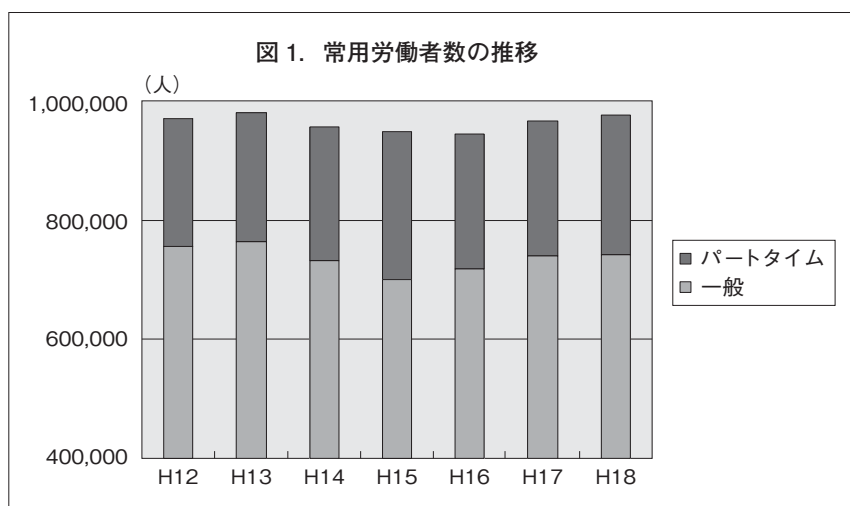
毎月勤労統計調査の結果を見る上で注意が必要なのは、一般労働者とパートタイム労働者の比率が毎月変動しており、常用労働者全体の集計結果はその影響を受けているということです。例えば、一般労働者の賃金も、パートタイム労働者の賃金も上昇しているにもかかわらず、常用労働者全体の賃金は下がっている場合がありますが、このようなケースは、パートタイム労働者数の増加が原因となっています。従って、常用労働者全体、一般労働者、パートタイム労働者の個別の賃金だけではなく、パートタイム労働者比率の変動を考慮しながら賃金の推移を見なければ、実態がつかめないということになります。

近年、雇用形態の多様化による賃金格差が問題とされていますが、毎月勤労統計調査では正規雇用と非正規雇用（パートタイム、派遣社員、契約社員など）の区分で集計していないため、ここでは一般労働者とパートタイム労働者の間に見られる賃金格差について分析してみたいと思います。

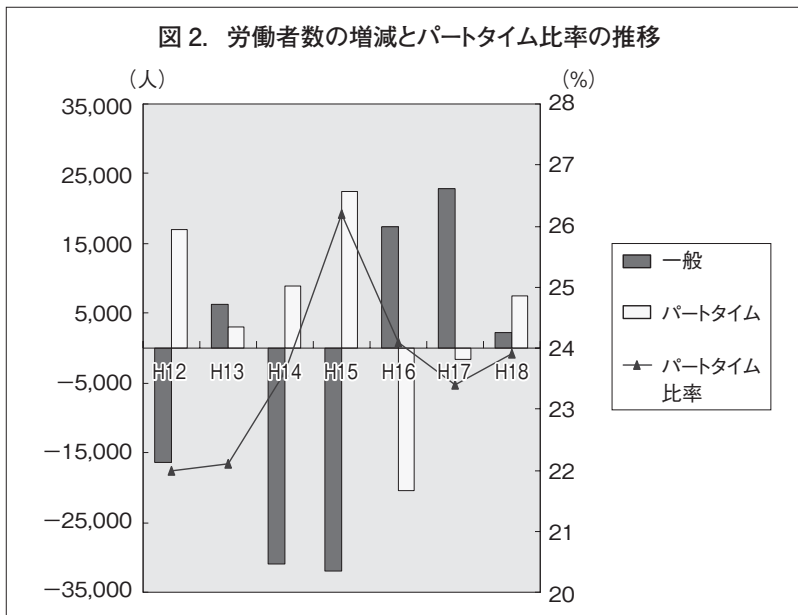
なお、以下の資料では、1月から12月までの年平均値について、年別に比較をしています。

I. 茨城県における近年の動向

1. 本県における常用労働者数及びパートタイム労働者比率の推移



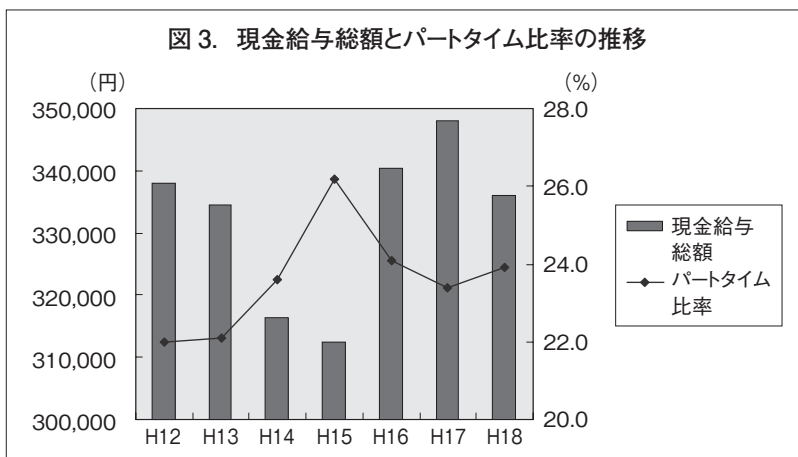
本県における常用労働者数の推移は、平成13年の979,391人をピークに減少に転じ、平成16年には944,803人まで減少しました。その後、平成17年から増加に転じ、平成18年には975,799人と平成13年とほぼ同水準まで回復しています。



一般労働者・パートタイム労働者別の推移をみると、平成12年から平成18年までの7年間の対前年差を合計すると、一般労働者は30,402人減、パートタイム労働者は36,644人増となります。

パートタイム労働者比率は平成12年には22.0%でしたが、平成15年には26.2%まで増加し、その後、減少に転じて、平成18年には23.9%となっています。

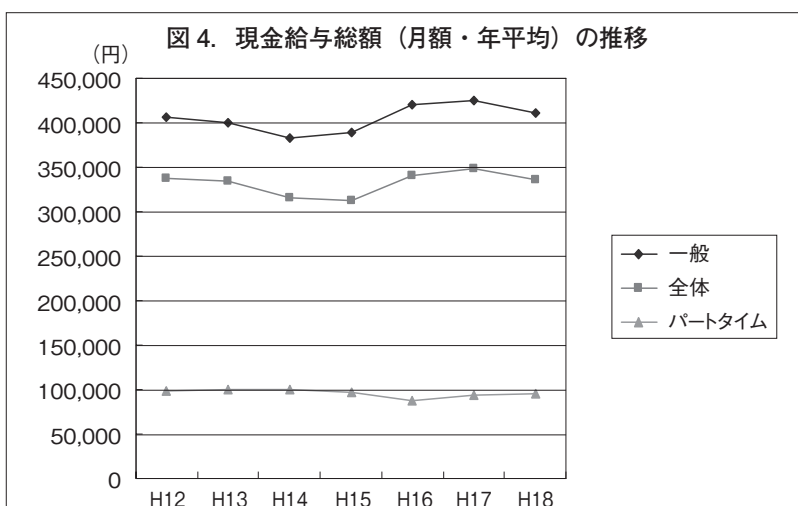
2. 現金給与額の推移とパートタイム労働者比率との関係について



一般労働者とパートタイム労働者の増減を見てみると、平成12年から15年はパートタイム労働者比率が増加し、1人当たりの賃金の低下要因となっています。

平成16年から一般労働者の雇用が増加し、パートタイム労働者の雇用が減少し始めたため、パートタイム労働者比率が低下し、賃金の増加要因になっています。

3. 一般労働者・パートタイム労働者別現金給与総額の推移



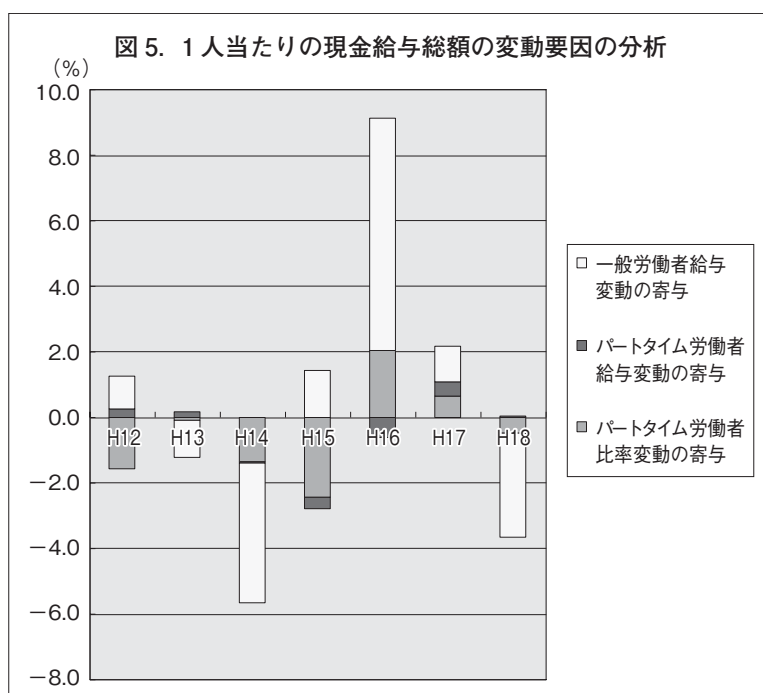
一般労働者の現金給与総額は概ね400,000円前後を推移しています。

平成12年に405,531円でしたが、平成14年には382,841円まで減少し、平成17年には425,629円まで増加しました。

パートタイム労働者の現金給与総額は概ね100,000円前後を推移しています。平成13年の100,488円をピークに減少し、平成16年には87,704円まで減少しましたが、平成18年には94,569円まで増加しました。

労働者全体の現金給与総額では、300,000～350,000円の間を推移しています。平成9年以降減少が続き、平成15年には312,538円まで減少しましたが、平成17年には348,017円まで増加しました。増減の傾向は概ね一般労働者の傾向に一致しています。これは、一般労働者の比率が概ね全体の4分の3を占めているためです。また、平成15年に一般労働者の現金給与総額が増加しているにもかかわらず全体では減少したのは、賃金の低いパートタイム労働者の比率が増加し、結果として全体の賃金を押し下げたためです。

4. 賃金の動向における要因分析



左記のグラフは現金給与総額（全体）の変動について、一般労働者の現金給与総額の増減、パートタイム労働者の現金給与総額の増減、パートタイム労働者比率の増減の3つの要因から分析したものです。各要因の棒グラフが0.0%より上にある場合は現金給与総額を増加させている要因になっており、逆に0.0%より下にある場合は現金給与総額を減少させている要因になっています。上と下の棒グラフを相殺した数字が対前年比となります。

$$\begin{aligned} \text{一般労働者給与変動の寄与率} &= \Delta W_n \times (1 - r) / W \\ \text{パートタイム労働者給与変動の寄与} &= \Delta W_p \times (1 - r) / W \\ \text{パートタイム比率変動の寄与} &= \Delta r \times (W_p - W_n) / W \end{aligned}$$

W_n : 一般労働者の現金給与総額
 W_p : パートタイム労働者の現金給与総額
 r : パートタイム労働者比率
 Δ : 対前年差

例えば、平成12年で見ると、一般労働者の現金給与総額の変動が全体の現金給与総額を1.0%増加させており、パートタイム労働者の現金給与総額の変動が全体を0.2%増加させているにもかかわらず、パートタイム比率の変動が全体を1.5%減少させているため、全体の対前年比は△0.4%となっています。

以上から分かることは、次のとおりです。

- ・平成12年は一般労働者、パートタイム労働者の現金給与総額が共に増加していたにもかかわらず、パートタイム労働者比率の増加により、1人当たりの現金給与総額は減少した。
- ・平成13年～14年は主に一般労働者の現金給与総額の減少により、1人当たりの現金給与総額は減少した。
- ・平成15年には、一般労働者の現金給与総額は増加に転じたが、パートタイム労働者比率の増加が続いていたため、1人当たりの現金給与総額の減少は止まらなかった。
- ・平成16年には、パートタイム労働者の現金給与総額は減少したものの、パートタイム労働者比率

■統計の窓

が減少に転じたので、一般労働者の現金給与総額の増加と合わせて、1人当たりの現金給与総額は大幅に増加した。

- ・平成17年には、パートタイム労働者の現金給与総額が増加に転じたので、全ての要因が1人当たりの現金給与総額を増加させることとなった。
- ・平成18年には、一般労働者の現金給与総額が減少に転じ、パートタイム労働者率も増加したので、1人当たりの現金給与総額は減少した。

II. 一般労働者とパートタイム労働者の賃金格差

〔表1〕

	現金給与総額 (A)			月間総労働時間 (B)			時給 (A/B)		
	一般(円)	パートタイム(円)	比(%)	一般(h)	パートタイム(h)	比(%)	一般(円)	パートタイム(円)	比(%)
平成12年	405,531	97,819	24.1	169.1	103.9	61.4	2,398	941	39.3
平成13年	400,635	100,488	25.1	168.3	104.8	62.3	2,380	959	40.3
平成14年	382,841	100,088	26.1	167.1	102.3	61.2	2,291	978	42.7
平成15年	388,923	96,193	24.7	168.1	100.5	59.8	2,314	957	41.4
平成16年	420,620	87,704	20.9	169.6	90.3	53.2	2,480	971	39.2
平成17年	425,629	93,713	22.0	171.7	94.9	55.3	2,479	987	39.8
平成18年	411,536	94,569	23.0	172.2	95.6	55.5	2,390	989	41.4

※現金給与総額、月間総労働時間は1ヶ月平均値

※現金給与総額は特別に支給された給与(賞与等)を含む

※比=パートタイム/一般

一般労働者とパートタイム労働者を平成18年現在で比較をすると、現金給与総額ではパートタイム労働者は一般労働者の23.0%、月間総労働時間では55.5%、時給(賞与等を含む)では41.4%となっており、大きな格差が見られます。また、この格差について平成12年以降の時給で見ると、40%前後で推移していることが分かります。

最後に

毎月勤労統計調査の結果は景気動向を判断する上で、国や県などの行政機関にとって重要な指標の1つとなっています。また、雇用保険や労災保険の給付額を改定する際の資料等としても使用されています。

調査の対象となりました事業所の皆様には、業務多忙の中、毎月勤労統計調査でお手数をおかけすることになりますが、本調査の重要性を十分御理解頂き、今後も引き続き御協力を頂きますようお願い申し上げます。

なお、毎月勤労統計調査の毎月及び年平均の調査結果は以下のホームページでご覧になれます。

いばらき統計情報ネットワーク <http://www.pref.ibaraki.lg.jp/tokei/>

※「TOPページ」→「分野別統計」→「労働・事業所」の順にアイコンをクリックすると毎月勤労統計調査のメニューに進めます。

平成19年全国物価統計調査について

1 調査の概要

全国物価統計調査は、国民の消費生活において重要な支出の対象となる商品の販売価格及びサービス料金、並びにこれらを取り扱う店舗の業態や経営形態など価格決定に関する様々な要素を幅広く調査し、物価の店舗間格差、銘柄間格差、地域間格差など価格差の実態を解明し、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的としています。

昭和42年に第1回調査が実施され、今回の調査は10回目に当たります。

2 調査の根拠

平成19年全国物価統計調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計調査であり、調査の実施に関しては同法に基づいて、全国物価統計調査規則（昭和57年総理府令第33号）が制定されています。

3 今回調査の特色

平成19年全国物価統計調査は、最近の社会経済情勢の変化を踏まえ、特に次のような点を明らかにすることとしています。

- (1) 近年普及が著しい割引・特典の実態を明らかにし、価格への影響を把握する。
- (2) インターネットを含む通信販売が一貫して拡大を続けていることから、この分野における業態と取引の実態、店頭販売価格との価格差について把握する。

4 調査の期日

平成19年11月21日(水)現在で実施します。

5 調査の対象

(1) 調査市町村

人口が10万以上の市（東京都特例区部を含む。）については、すべての市で調査を行います。また、人口10万未満の市及び町村については、410市町村を抽出し調査します。

人口規模別調査市町村数

人口規模	調査市町村数
人口10万以上の市	263
人口10万未満の市	263
町 村	147
計	673

■統計の窓

(2) 調査店舗

調査市町村内にある小売店舗，飲食店，サービス業を営む事業所等を調査対象とします。

ア 調査員による調査

調査市町村内にある小売店舗を，売場面積，産業分類及び店舗の業態により区分し，それぞれの区分の中から全国で約13万店舗を調査店舗として選定し調査します。

イ 市町村による調査

飲食店やサービス業を営む事業所（約4万店舗）を対象とし市町村が調査します。

ウ 総務省による調査

広域地域でサービスを提供する企業や，通信販売を行っている企業等を対象として総務省が調査します。

6 調査事項

(1) 店舗の基本的属性に関する事項

- | | |
|------------|----------------|
| ア 店舗の名称 | オ 割引・特典サービスの有無 |
| イ 業態 | カ 通信販売の有無 |
| ウ 従業者数等 | キ 主な商品の仕入先 |
| エ 経営に関する事項 | |

(2) 商品・サービスの小売価格又は料金に関する事項

国民の消費生活において重要な商品及びサービスの中から180品目を選定し，調査日（11月21日(水)）の価格などを調査します。

また，これらの品目のうち，20品目については，調査日の価格のほか，「過去1ヶ月間で最も安い価格」と「11月15日(木)から21日(水)までの日ごとの価格」も調査します。

7 調査の方法

(1) 調査員による調査

調査員が指定された店舗に調査票を配布し，店舗の代表者等に記入してもらい，収集する方法により行います。

(2) 市町村による調査

市町村職員が『サービス料金調査票』に基づき，事業所の代表者等に質問をする方法により行います。

(3) 総務省による調査

総務省統計局職員が企業等に調査票を郵送して行う方法及び代表者等に質問をする方法等により行います。なお，総務省による調査では，インターネットにより回答することもできます。

8 結果の公表

調査の結果は，集計完了の都度，インターネット等によって公表し，その後，順次報告書を刊行していくことにしています。

総務省統計局ホームページ <http://www.stat.go.jp/>

茨城県では，県内各地で調査員が店舗にお伺いします。また，飲食店，サービス事業所へは，市町村職員による聞き取り調査が行われます。

調査への御協力をお願いいたします。